



Tax watch update – Issue 7

2009 年 7 月

はじめに.....	2
個人所得税(PIT)の免除.....	2
個人所得税に関する追加的なガイダンス.....	2
0%の付加価値税(VAT).....	3
鉄鋼品目の優遇輸入関税.....	3
一部石油・油脂製品の優遇輸入関税.....	3
輸入関税の支払い繰り延べ.....	3
雇用契約を巡る問題.....	4
国際金融市場での債券発行.....	4
政府が再登録期限を延長.....	4
ベトナム中央銀行による特別監督活動に関する Circular 草案.....	4
外国人投資家によるベトナム企業への資本拠出.....	4
住宅の外国人所有に関する追加的なガイダンス.....	5
天然資源税に関するガイダンス細則.....	5
扶養家族の登録期限の延長.....	6
電子税務申告に関する提案.....	6

はじめに

Tax Watch update の過去号と同様に、ベトナムの税制に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

個人所得税(PIT)の免除

弊社のPIT updateでも取り上げたように、国会は2009年6月19日に成立したResolution No 32/2009/QH12を通じて、財務省のCircular 27に定義された適格納税者(および適格所得)を対象とした2009年上半期の個人所得税免除をようやく承認しました。免除の詳細につきましては、弊社のPIT updateをご覧ください。

確定申告にあたって年間所得を平均するのかどうかは今のところ明確ではありません。これに関しては所轄税務当局と協議しましたが、2009年度個人所得税の確定申告額を計算する際には2009年の所得を平均し、納税額は上半期の税金免除額控除後の金額となるようです。

弊社では今後も最新動向をお届けする予定です。その間、今回の税金免除あるいは税務プランニングの支援や法令順守要件についてお問い合わせがございましたら、いつでも弊社までご相談ください。



個人所得税に関する追加的なガイダンス

税務局は2009年5月4日にOfficial Letter 1631/TCT-TNCNを発行し、個人所得税を巡る様々な事項に関するガイダンスを公表しました。その内容を以下に記しました。

- ▶ 扶養控除を受けたい外国人居住者はベトナム語版の公証済み申請書類を提出する必要があります。
 - ▶ 個人所得税の免除は兄弟姉妹間の資産移転に適用され、義理の兄弟姉妹間の資産移転には適用されません。
 - ▶ 外国人個人は様式16/DK-TNCNを使用して扶養控除を登録できます(所属組織の長からの確認を要します)。この方法を選択した場合、所属組織の長は扶養家族の氏名、生年月日、および納税者との続柄のみについて責任を負います。
 - ▶ このOfficial Letterでは個人代理人(保険外務員、宝くじの販売員)に対する支払いに課される個人所得税についても規定しています。とりわけ、こうした個人代理人の所得が例えば年間4,800万ドン未満である場合、個人代理人は所得の支給者に様式23/BCK-TNCNを提出して個人所得税の10%源泉徴収の免除を受けることができます。
- ▶ 2008年に発生しながらも2009年に支払った所得は、2009年1月1日から施行された個人所得税法の規定に基づいて課税されます。そのため、個人所得税の支払い繰り延べ(およびその後の個人所得税免除)を適用されます。
 - ▶ 2008年度所得の個人所得税はCircular 81/2004/TT-BTCに基づいて確定申告します。しかし、今回のOfficial Letterでは、2009年の個人所得税のルールに従って課税される、2009年に納付した2008年度所得を2008年の個人所得税申告の中で確定申告するのかどうかを明らかにしていません。

0%の付加価値税(VAT)

財務省は2009年6月2日にCircular 112/2009/TT-BTCを発行し、国際輸送および航空・海運サービスと関連した付加価値税のガイドラインを公表しました。

原則として、0%の付加価値税率の適用を受けるためには以下の2つの条件を満たしている必要があります。

- ▶ ベトナム主体と外国主体との間に契約が存在すること。
- ▶ 提供した役務について銀行が発行した支払い明細書または銀行経由の支払いを証明する其他書類が存在すること。

Circular 122では、0%の付加価値税率は航空機内サービス、航空機利着陸、プラットフォームサービス、航空機警備サービス、審査サービス、陸上技術・商業サービス、航空機牽引サービスといった一部サービスには適用されないことを明記しています。

鉄鋼品目の優遇輸入関税

財務省の2009年4月13日付けCircular 75/2009/TT-BTCを修正する2009年5月15日付けCircular 93/2009/TT-BTCの発行を受け、鉄鋼の輸入関税が改定されました。

Circular 93によると、機械の製造に使用する鋼鉄の輸入関税は0%になりました。

Circular 112は2009年4月20日以降の税関申告に適用されます。

なお、税務局の2009年5月4日付けOfficial Letter 1626/TCT-CSIによると、上記品目は付加価値税の50%減免をも享受できます。



一部石油・油脂製品の優遇輸入関税

財務省は2009年6月10日にCircular 119/2009/TT-BTCを発行し、グループ2710に属する石油・油脂製品を適用対象とする輸入関税を新たに導入しました。税率は製品の種類によって3%から35%の範囲内となります。

この新しい関税は2009年6月12日以降の税関申告に適用されます。

輸入関税の支払い繰り延べ

税関局は2009年6月2日にOfficial Letter 3208/TCHQ-KTTTを発行し、輸入関税の支払い繰り延べに関するガイダンスを公表しました。

上記ガイダンスでは、輸入関税の支払い繰り延べの審査・付与にあたって所轄税関事務所に柔軟性を与えています。その結果、適格納税者は275日を超える支払い繰り延べを認められます。

雇用契約を巡る問題

労働傷病兵社会福祉省は2009年5月26日にCircular 17/2009/TT-BLDTBXHを発行し、雇用契約に関する2003年9月22日付けCircular 21/2003/TT-BLDTBXHの一部条項を修正・補足しました。

Circular 17は以下について規定しています。

- ▶ 年金受給者と雇用契約を結んだ場合、雇用主は当該年金受給者に対し、15%の追加保険(2009年分)、2%の健康保険、4%の年次休暇、および相互に合意した年次休暇用のその他旅費を支給する必要があります。
- ▶ 退職金の計算に用いる給与額は雇用契約解除前の直近6ヶ月間の平均給与額です。
- ▶ 従業員が同一の雇用主と複数の契約を締結している場合、退職金の計算に用いる総就労期間はこうした契約の合算就労期間となります。

Circular 17ではまた、2009年1月1日から適用される退職金の計算式を定めています。



国際金融市場での債券発行

政府は2009年6月4日にDecree 53/2009/NDĐ-CPを発行し、政府とベトナム主体による国際金融市場での債券発行に関するガイダンスを公表しました。

Decree 53では、国際金融市場での債券発行の原則、条件、組織等を明記しています。また、会計、監督、監視、および報告と関連した要件も定めています。

このDecreeは2009年7月30日より発効します。

政府が再登録期限を延長

2009年6月19日に公表されたLaw 38/2009/QH12によると、外国投資企業は2006年7月1日(統一企業法の施行日)から5年以内に企業の再登録をできます。ちなみに、現行規定では2年以内となっています。

ベトナム中央銀行による特別監督活動に関する Circular 草案

ベトナム中央銀行は金融機関の特別監督活動に関する複数の規則を発行しました。しかし、これらの規則の適用対象は株式会社形態の金融機関に限定されているため、実施面で多数の問題に直面する可能性があります。

ベトナム中央銀行は実務上の問題に取り組む目的でこのCircular草案を提案しています。また、ベトナム中央銀行による金融機関(合併または100%外資の金融機関も含まれます)の特別監督活動に関するガイダンスを提供します。

このCircular草案の詳細についてお問い合わせがございましたら、いつでも弊社の担当者までご相談ください。

外国人投資家によるベトナム企業への資本拠出

グエン・タン・ズン首相は2009年6月18日にDecision 88/2009/QĐ-TTgに署名し、外国人投資家によるベトナム企業への資本拠出に関する2003年3月11日付けDecision 36/2003/QĐ-TTgと置き換えました。

この規則(Decision 88に基づいて発行)では、外国人投資家がベトナム企業に資本拠出を行うか株式を購入する際に満たす必要のある諸条件を定義しています。

- ▶ 外国組織や外国人はベトナムの商業銀行に口座を開設し、この口座を通じて全ての取引を実施します。
- ▶ 企業設立証明書の写し(企業の場合)、または旅券の写し(個人の場合)を提出します。
- ▶ 投資先企業の定款に記載された要件を順守する必要があります。

Decision 88が外国人投資家による民間企業の株式購入または資本拠出を無制限に認めていることは朗報です。ただし、投資先企業が条件付きまたは制限業種に属しているか、法律あるいはベトナムが加盟している国際協定で別途定めている場合は除きます。

外国人投資家の権利・義務については第11条と第12条で定めています。

なお、Decision 88は2009年8月15日より発効します。

住宅の外国人所有に関する追加的なガイダンス

政府は2009年6月3日付けDecree 51/2009/ND-CPに基づき、適格外国人(国会のResolution No 18/2008/QH12 第2条に定められた外国人)による2009年8月1日以降の住宅購入・所有を認めました。

Decree 51によると、外国人はベトナムでの滞在期間中に分譲マンション1戸のみを購入できます。そのため、別の分譲マンションを贈与や相続を通じて外国人に付与した場合、この分譲マンションは売却する必要があります。そうとはいえ、この規定は派遣期間中の外国人駐在員による分譲マンション所有に道を開くものです。

なお、Decree 51は2009年8月1日より発効します。



天然資源税に関するガイドンス細則

政府の2009年1月19日付けDecree 05/2009/ND-CPの実施を目的に、財務省は2009年6月17日にCircular 124/2009/TT-BTCを発行しました。

Circular 124第10条2.1では、投資許可証に記載された税率で税金を納付する納税者は投資許可証の満了時まで引き続き同じ税率を適用できると明記しています。しかし、このCircularの発効日後に投資許可証を延長した場合、同Circularの規定に従う必要があります。

天然資源税を巡る税務問題の詳細についてお問い合わせがございましたら、必要に応じて弊社の税務担当者までご相談ください。

扶養家族の登録期限の延長

税務局の2009年6月29日付けTele-fax No 40によると、扶養控除を受けるための登録期限と証憑書類の提出期限は2009年12月31日まで延長されました。

電子税務申告に関する提案

税金体系の近代化と、行政事務や納税者による手続きの負担軽減に向けた動きの一環として、税務局は電子税務申告プログラムの試行実施期間を提案し、財務省の承認を仰いでいます。

税務局が提案しているのは次の通りです。

- ▶ ハノイ、ホーチミン市、ハイフォン市、ビンズン省、およびドンナイ省の納税者は電子的な納税申告の提出を通じて時間と労力を節約できます。
- ▶ 試行実施期間は2009年7月から2010年12月です。
- ▶ 電子税務申告は法人所得税、付加価値税、特別売上税、個人所得税、および天然資源税のみを対象とします。
- ▶ 電子税務申告を行う前に諸条件を満たし、初期登録を済ませる必要があります。

財務省がこれを承認した場合、電子税務申告は税務体系の近代化にとどまらず、所轄税務当局の事務や納税者の手続きの改善にとっても前向きな展開となります。

これと関連したお問い合わせがございましたら、いつでも弊社の税務担当者までご相談ください。



お問い合わせ先

本ブレティン、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザリー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トラン・ジャー・テー The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

錦城 和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Gao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn